

八女市海外販路開拓支援補助金交付要綱

(令和8年3月19日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の事業者が海外市場における新たな販売先や取引先の獲得を目指して、海外で開催される商談会、展示会等に出展する場合において、その経費の一部に対し、補助金を交付することに関し、八女市補助金交付規則（昭和46年八女市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、一申請当たりの限度額は50万円とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、海外展示会等（海外で開催される公的機関又は民間団体等が主催する販売を伴わない商談会、展示会等で、新たな販路開拓につながるものをいう。以下同じ。）への出展事業（以下「補助事業」という。）に伴う次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）であって、補助金の交付の決定を受けた日以後に支出したものとする。ただし、国、県等の公的機関からの補助金、助成金等の交付を受ける経費を除くものとする。

- (1) 出展料（小間代、備品借上料、登録料等）
- (2) 通訳・翻訳料
- (3) 展示品輸送費（関税、保険料等）
- (4) 渡航費（航空賃、宿泊費等。ただし、1申請当たり1人分までとする。）
- (5) 広報費（外国語パンフレット、PR動画等の制作費）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は個人で、事業を営むもの

イ 農業、林業又は漁業を営む法人（農事組合法人、農業生産法人を含む。）

又は個人

(2) 申請時において、法人にあっては市内に事業所を有し、かつ、事業所の登記をしており、個人にあっては市内に住所（事業所を有している場合は、事業所の住所を含む。）を有していること。

(3) 市税、国民健康保険税及び税外徴収金の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象から除外するものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員であるとき、又はそれらと密接な関係を有しているとき。

(2) 同一年度に既にこの要綱による補助金を受けているとき。

(3) 対象者が過去にこの要綱による補助金を受けた補助事業と同一の海外展示会等に出展しようとするとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八女市海外販路開拓支援補助金交付申請書及び誓約書に必要な資料を添えて、市長へ提出しなければならない。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは、八女市海外販路開拓支援補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により審査を行った結果、補助金の交付対象とならないと決定したときは、八女市海外販路開拓支援補助金交付申請却下通知書により申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「受給決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、八女市海外販路開拓支援補助金変更承認申請書に必要な資料を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更のときは、この限りでない。

2 受給決定者は、補助事業が予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困

難となったときは、市長に報告し、かつ、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 受給決定者は、補助事業が完了した（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）ときは、八女市海外販路開拓支援補助金実績報告書に必要な資料を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、八女市海外販路開拓支援補助金交付確定通知書により、受給決定者に通知するものとする。

2 受給決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、八女市海外販路開拓支援補助金交付請求書により市長に請求しなければならない。

（補助金の返還）

第10条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（様式）

第11条 この要綱の規定による申請等に関し作成する申請書等の様式については、市長が別に定める。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度から令和10年度までの補助金について適用する。